すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正 案 現 行 (事業) [同左] 第3条 センターは、第1条に規定する目的 第3条 〔同左〕 を達成するため、次の事業を行う。 $(1)\sim(5)$ [略] $(1)\sim(5)$ 〔略〕 (6) 就労選択支援に関すること(以下「就 〔新設〕 労選択支援事業」という。)。 (6) 〔同左〕 (7) 地域福祉の振興に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必 (7) [同左] 要と認める事業 (施設及び定員) 〔同左〕 第4条 センターには、次の施設を設ける。 第4条 〔同左〕 $(1)\sim(5)$ 〔略〕 $(1)\sim(5)$ 〔略〕 (6) 就労選択支援施設 〔新設〕 2 〔略〕 2 〔略〕 〔同左〕 (利用時間)

施設名	区分	利用時間
ることができる	5。	
必要があると記	忍めるときは、	これを変更す
の表のとおりる	とする。ただし	、区長が特に
第5条 センダー	一の各施設の利	用時間は、次

施設名	区分	利用時間
就労移行支援 施設~就労生 活支援施設	〔略〕	
計画相談施設	月曜日から金	午前9時から
就労選択支援 施設	曜日まで	午後5時まで

(休業日)

- 第6条 センターの休業日は、次に掲げると おりとする。ただし、区長が特に必要があ ると認めるときは、これを変更し、又は臨 時に休業日を定めることができる。
 - (1) 日曜日(就労移行支援施設、就労定着 支援施設、総合相談室<u>、計画相談施設及</u> <u>び就労選択支援施設</u>にあっては、日曜日 及び土曜日)

施設名	区分	利用時間
就労移行支援 施設~就労生	[略]	
活支援施設	(70)	ı
計画相談施設	<u>月曜日から金</u> <u>曜日まで</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後5時まで</u>
〔新設〕		

[同左]

第6条 〔同左〕

第5条 〔同左〕

(1) 日曜日(就労移行支援施設、就労定着 支援施設、総合相談室<u>及び計画相談施設</u> にあっては、日曜日及び土曜日) (2) • (3) 〔略〕

(利用対象者)

第7条 センターの事業を利用することができる者(以下この条において「利用対象者」という。)は、次の表の左欄に掲げる事業区分に応じ、当該右欄に定める者とする。

事業区分	利用対象者
就労移行支援	
事業~計画相	[略]
談事業	
就労選択支援	(1) 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者(2) その他区長が必要と認める者
その他の事業	[略]

(費用負担)

- 第10条 就労移行支援事業、就労定着支援 事業又は就労選択支援事業を利用する者 (被措置者を除く。)は、法第29条第3 項第1号に規定する主務大臣が定める基準 により算定した費用の額を区長に納めなければならない。
- 2 [略]

(契約の解除、承認の取消し等)

第11条 区長は、次のいずれかに該当する と認めるときは、第8条第1項の契約を解 除し、若しくは第9条第1項の承認を取り 消し、又はセンターの利用を停止し、制限 し、若しくは終了させることができる。

(1)~(3) 「略]

- (4) 就労移行支援事業又は就労定着支援事業を利用する者<u>(被措置者を除く。)</u>が被措置者となったとき。
- (5) 〔略〕

(2) • (3) 〔略〕

〔同左〕

第7条 〔同左〕

事業区分	利用対象者
就労移行支援	
事業~計画相	[略]
談事業	
〔新設〕	
その他の事業	[略]

[同左]

- 第10条 就労移行支援事業<u>又は就労定着支援事業</u>を利用する者(被措置者を除く<u>。次条第4号において同じ</u>。)は、法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額を区長に納めなければならない。
 - 2 [略]

〔同左〕

第11条 [同左]

 $(1)\sim(3)$ 〔略〕

- (4) 就労移行支援事業又は就労定着支援事業を利用する者が被措置者となったとき。
- (5) 〔略〕

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。